

合同会社はこだて恵山地熱「(仮称) 恵山地熱発電事業環境影響評価方法書」に対する通知について

令和 5 年 5 月 8 日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ

合同会社はこだて恵山地熱「(仮称) 恵山地熱発電事業環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第 2 項の規定に基づき、合同会社はこだて恵山地熱に対し、その旨を通知した。

なお、当該案件は、第二種事業であるものの、同社から経済産業大臣に届出のあった第二種事業概況等について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 4 条第 3 項に基づき、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）」第 16 条（第二種事業の判定の基準）に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、同条第 14 号（自然環境）及び第 22 条イ（自然公園）の規定に該当し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められることから、環境影響評価法第 4 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、同社に対し、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の通知を行ったものである。このため、当該案件は、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道函館市柏野町
原動力の種類：汽力（地熱）
出 力：最大 9, 900 キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<第二種事業についての判定>

第二種事業概要等の届出受理	令和 3 年 1 1 月 8 日
北海道知事意見照会	令和 3 年 1 1 月 15 日
北海道知事意見受理	令和 3 年 1 2 月 16 日
第二種事業についての判定	令和 3 年 1 2 月 23 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 1 1 月 2 4 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 1 月 2 3 日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 4 月 1 3 日
経 済 産 業 大 臣 通 知 発 出	令和 5 年 5 月 8 日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、一ノ宮

電話：03-3501-1742（直通）